

岐阜県公報

号外(一) 平成十九年七月十二日

目次

選挙管理委員会告示

参議院岐阜県選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者	(選挙管理委員会)	二	ページ
参議院比例代表選出議員選挙における岐阜県選挙分会長及びその職務代理者	(同)	二	
参議院岐阜県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	(同)	二	
参議院比例代表選出議員選挙における岐阜県選挙分会の場所及び日時	(同)	二	
参議院岐阜県選挙区選出議員選挙における候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時	(同)	二	
参議院岐阜県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	(同)	三	
参議院比例代表選出議員選挙において市町村の選挙管理委員会が行う参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	(同)	三	
参議院岐阜県選挙区選出議員選挙選挙長告示			
参議院岐阜県選挙区選出議員選挙における選挙長の職務場所	(選挙管理委員会)	三	
参議院岐阜県選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	(同)	三	

参議院比例代表選出議員選挙岐阜県選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙における岐阜県選挙分会長の職務場所	(選挙管理委員会)	四
参議院比例代表選出議員選挙における岐阜県選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	(同)	四

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七十五号

平成十九年七月二十九日執行の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 久 子

選 挙 分 会 長	選 挙 長 の 職 務 を 代 理 す べ き 者
住 所 氏 名	住 所 氏 名
関市千年町二丁目一番地 遠藤久子	多治見市滝呂町六丁目七 八番地の二 大澤昭三

岐阜県選挙管理委員会告示第七十六号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における岐阜県選挙分会長及びその職務を代理すべき者は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 久 子

選 挙 分 会 長	選 挙 分 会 長 の 職 務 を 代 理 す べ き 者
住 所 氏 名	住 所 氏 名
瑞穂市本田一五五二番地 三七〇 幸脇弘	山県市富永八六三番地一 山田忠雄

岐阜県選挙管理委員会告示第七十七号

平成十九年七月二十九日執行の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙における選挙会の場

所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 久 子

- 一 場 所
岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁 大会議室
- 二 日 時
平成十九年七月三十一日 午前十時

岐阜県選挙管理委員会告示第七十八号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における岐阜県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 久 子

- 一 場 所
岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁 大会議室
- 二 日 時
平成十九年七月三十一日 午前十時四十五分

岐阜県選挙管理委員会告示第七十九号

平成十九年七月二十九日執行の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙における候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 久 子

- 一 場所
岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁 岐阜県選挙管理委員会室
- 二 日時
平成十九年七月十二日 午後五時三十分

岐阜県選挙管理委員会告示第八十号

平成十九年七月二十九日執行の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 遠 藤 久 子

一 参議院岐阜県選挙区選出議員選挙選挙公報の掲載順序を定めるくじ

- 1 場所
岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁 岐阜県選挙管理委員会室
- 2 日時
平成十九年七月十三日 午後五時三十分
- 二 参議院比例代表選出議員選挙選挙公報の掲載順序を定めるくじ
- 1 場所
岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁 岐阜県選挙管理委員会室
- 2 日時
平成十九年七月十四日 午前十時

岐阜県選挙管理委員会告示第八十一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙において市町村の選挙管理委員会がする参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場

所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 遠 藤 久 子

- 一 場所
岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁 岐阜県選挙管理委員会室
- 二 日時
平成十九年七月十二日 午後七時

参議院岐阜県選挙区
選出議員選挙選挙長告示

参議院岐阜県選挙区選出議員選挙選挙長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙における選挙長の職務場所は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

参議院岐阜県選挙区選出議員選挙
選挙長 遠 藤 久 子

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁 六A会議室
ただし、平成十九年七月十二日午前八時三十分から正午までは、岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県庁大会議室とする。

参議院岐阜県選挙区選出議員選挙選挙長告示第二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙における選挙会の選

挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

参議院岐阜県選挙区選出議員選挙

選挙長 遠藤久子

一 場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁 岐阜県選挙管理委員会室

二 日時

平成十九年七月二十六日 午後五時三十分

参議院比例代表選出議員選挙 岐阜県選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙岐阜県選挙分会長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における岐阜県選挙分会長の執務場所は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

参議院比例代表選出議員選挙

岐阜県選挙分会長 幸 脇 弘

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁 六A会議室

参議院比例代表選出議員選挙岐阜県選挙分会長告示第二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における岐阜県選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

参議院比例代表選出議員選挙

岐阜県選挙分会長 幸 脇 弘

一 場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁 岐阜県選挙管理委員会室

二 日時

平成十九年七月二十六日 午後五時四十五分

平成十九年七月十二日印刷
平成十九年七月十二日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)